

開かれた大学を目ざして



近藤 正春

こんどう・まさはる
桜花学園大学・保育学部

大学設置基準の改正（一九九一）を通して大学（短期大学を含む。以下、同様とする）に自己点検・評価の制度が導入されて十三年が経過している。

最初は努力義務とされていた大学の自己点検・評価は、その後、結果の公表を含めて義務とされ、併せて「当該大学の職員以外の者による検証」が努力義務として課せられるとともに、「当該大学における教育研究活動等の状況について」情報の積極的な提供についても義務づけられるまでに至っている（二〇〇一改正）。

大学に導入された自己点検・評価の制度は、二〇〇二年度からは、幼稚園から高等学校までのすべての学校において「努力義務」として導入されており、学校制度全体を貫く制度としての位置を占めようとしている。

このような制度の変遷をふまえ、大学の自己点検・評価の制度は、学校教育法改正（二〇〇二）を通してその実施および結

果の公表とともに認証評価機関による認証評価が法定化されて現在に至っている。二〇〇四年度はそのような法制度の施行元年といえる。

このような評価制度は、社会福祉分野においてもサービスの「質の向上のための措置」としてすでに導入されており（社会福祉法）、児童福祉施設福祉サービス第三者評価機関による評価がすでに保育所等の児童福祉施設を対象に、一部ではあるが二〇〇三年度から実施されている。大学の場合も、認証評価機関による認証評価は、「質の保証に係る新たなシステム」（中央教育審議会答申二〇〇二）として具体化されたものであり、教育・福祉等準公共サービスの各分野における質の保証・向上のための新しい制度として共通に制度設計されてきていると見ることができる。

サービスの質の保証・向上に係る従来の制度は、大学に則していえば大学設置基準に基づく事前規制であったといえる。そ

それは、専門職自治に基づくある意味では閉じられたシステムでもあったといえるであろう。規制緩和と不可分に具体化されようとしている新しいシステムは、認証評価機関による認証評価を重要な要件として設計されているといえるが、もうひとつの重要な要件として「情報の積極的な提供」が位置づけられていることを忘れてはならないであろう。大学は、広く社会に開かれたシステムとして自らのアイデンティティを確立し、その質を向上させていく課題に直面していると考えられる。

大学の質の保証・向上に係る新しいシステムの理念は以上のように理解することができるといえるが、それが実際にいかに機能することになるであろうか。

認証評価機関に関していえば、複数の認証評価機関が国の認証を受け、大学の認証評価を行う体制が構築されつつある。大学評価・学位授与機構、大学基準協会、日本私立大学評価機構（仮称）、短期大学基準協会等であるが、それらの機関による認証評価が、「質の保証・向上」をいかに担保しようのか、現在の時点では明らかとはいえない。どの認証評価機関で認証評価を受けるかは大学の主体的な判断とされているが、おおよそ既存の大学団体毎に認証評価機関が設置されようとしている現状は、現状追認的な機能に墮する可能性を予感させるものであるともいえる。

認証評価はそれぞれの大学の自己点検・評価に基づいた第三

者評価の一形態であり、それぞれの大学の理念・目的等に則してその到達度を客観的に評価しようとするものといえる。その場合、問われるのはそれぞれの大学が自らの理念・目的等を中心に明確化し、大学のあらゆる面においてそれを意識化し体系化し、社会に発信しえているかということであり、大学全体の協働システム（学生の参加も含めた）の構築如何であると考えられる。このような大学像の実現と大学の現状とのギャップは大きいといえるが、そのことにどれほど大学関係者が自覚的であり意識的であるかが問われているといえよう。

もうひとつの重要な制度要件である「情報の積極的な提供」については、この五月に私立学校法が改正され、私立大学の「情報の積極的な提供」に対して新たな法的整備が行われたところである。そのような新しい条件をも与件として、開かれた大学の実現に向けて、大学全体（私立大学でいえば、新たに法制化された学校法人理事会を含めて）がどのように現状を自己点検・評価し、積極的に対応しようかが問われているといえる。いずれの場合においても、関係者の意識変革が強く求められていくことは必至であろう。